

抵当権・根抵当権 宅建 H15-06-2 ≪#689≫

【問】 正誤をつけよ。

普通抵当権でも、根抵当権でも、現在は発生しておらず、将来発生する可能性がある債権を被担保債権とすることができる。

【答え】 正しい

≪ポイント1≫ 根抵当権【宅建 ★基本頻出】

2 根抵当権の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との**特定の継続的取引契約によって生ずるもの**その他債務者との一定の種類取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。（民法 398 条 2 第 2 項）

≪ポイント2≫ 抵当権【宅建 ★基本頻出】

普通抵当権では、**将来発生する可能性がある債権**を被担保債権とすることができる。（判例）